

<趣旨>

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

<対象者>

- ①有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、
- ②毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

} 専門家による検討会
(環境省)の審査を経て
確認

<給付内容>

医療手帳の交付

- 医療費(自己負担分を公費負担)
- 療養手当(通院等:月1.5万円、
入院:月2.5万円)(併給なし)
- 健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸
水の飲用者

→健康管理調査の実施(健
康状態等に係る報告票の提
出による調査を実施、病歴、
治療歴等の調査を初年度に
実施)

な入
し院
歴

- 健康管理調査費用(月2万円)
- 健康管理調査協力金(30万円)【初年度のみ】

あり院
歴

- 健康管理調査費用(月2万円)
- 健康管理調査協力金(70万円)【初年度のみ】

小児期にばく露され、相当程度の
精神発達への影響がみられた者
※平成23年度～
→精神発達調査の実施(精神発達等に係
る報告票の提出等による調査を実施)

- 精神発達調査費用(月5万円)

<その他>

小児支援体制整備事業の実施

※平成20年度～

(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、
親権者等からの申請があった者を対象。なお、
現に支援を受けている者に対しては、15歳を超
えても小児支援調整検討会議で支援が不要と判
断されるまで支援を続ける。)

- 一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備する
ため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、
支援の実施について調整を行う。

<実施状況>

◇申請受付開始日
平成15年6月30日

◇対象者数等
(平成31年4月1日現在)

医療手帳対象者 145名

(累計 157名)

うち健康管理調査対象者 29名

申請者数 565名

申請棄却者 408名

分析調査中等 0名

<事業見直し等>

・平成18年6月7日

平成18年度第1回臨床検討会で
の意見を踏まえ、当初3年間実施と
されていた健康管理調査の継続を
決定

・平成20年5月22日

平成20年度第1回臨床検討会で
の意見を踏まえ、平成20年7月以
降も事業を継続することを決定

・平成23年6月23日

平成23年度第2回臨床検討会で
の意見を踏まえ、平成23年7月以
降も事業を継続するとともに、小
児期にばく露され、相当程度の精
神発達への影響がみられた者に対
し、精神発達調査を実施することを
決定

・平成26年6月26日

平成26年度第1回臨床検討会で
の意見を踏まえ、平成26年7月以
降も事業を継続することを決定

・平成29年6月27日

平成29年度第2回臨床検討会で
の意見を踏まえ、平成29年7月以
降も事業を継続することを決定